

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付けるときの事務費用	1件につき、1,000円。 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申し込みを受理したとき以降、 求人企業・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間で 支払われた賃金の50%。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者 に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間で 支払われた賃金の50%。 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金 1,000,000円 活動1日当たり 100,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間で 支払われた賃金の50%。 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間で 支払われた賃金の50%。 手数料負担者は雇用関係主とします。

※1.労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※2.上記記載の手数料を上限とします。

※3.上記手数料に消費税は含まれておりません。

※早期退職した場合の措置

有料職業紹介を経て就職した者が入社後3ヵ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

- 1) 入社後1か月以内に雇用契約が終了した場合・・・80%
- 2) 入社後1か月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合・・・50%

許可番号 10-ユ-300235

事業所の名称及び所在地
株式会社 フレックス
群馬県太田市飯塚町1468

